

へい殺畜等手当金等交付規程等の一部を改正する件 新旧対照表

○動物用生物学的製剤基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>ワクチン（シードロット製剤）の部</p> <p>ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニココーラ・コペンハーゲニー・ヘブドマディス）混合ワクチン（シード）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 試験法</p> <p>3.1 製造用株の試験</p> <p>3.1.1 マスターシードウイルスの試験</p> <p>3.1.1.1～3.1.1.3 （略）</p> <p>3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験法</p> <p>3.1.1.4.1 （略）</p> <p>3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験</p> <p>3.1.1.4.2.1 （略）</p> <p>3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験</p> <p>犬又は猫由来細胞を用いる場合には、<u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u>、犬パルボウイルス、猫汎白血球減少症ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1、3.2.5、3.2.6及び 3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。</p> <p>鶏由来細胞を用いる場合には、<u>鶏白血病ウイルス</u>、<u>細網内皮症ウイルス</u>、<u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u>、犬パルボウイルス、猫汎白血球減少症ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス及び鶏脳脊髄炎ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.1、3.2.2、3.2.5、3.2.6、3.2.9及び3.2.10 を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、鶏脳脊髄炎ウイルスについて3.1.1.4.2.1に規定する試験を実施する製剤については、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の3.2.10の試験を実施しなくてもよい。</p>	<p>ワクチン（シードロット製剤）の部</p> <p>ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニココーラ・コペンハーゲニー・ヘブドマディス）混合ワクチン（シード）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 試験法</p> <p>3.1 製造用株の試験</p> <p>3.1.1 マスターシードウイルスの試験</p> <p>3.1.1.1～3.1.1.3 （略）</p> <p>3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験法</p> <p>3.1.1.4.1 （略）</p> <p>3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験</p> <p>3.1.1.4.2.1 （略）</p> <p>3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験</p> <p>犬又は猫由来細胞を用いる場合には、<u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス</u>、犬パルボウイルス、猫汎白血球減少症ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1、3.2.5、3.2.6及び 3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。</p> <p>鶏由来細胞を用いる場合には、<u>鶏白血病ウイルス</u>、<u>細網内皮症ウイルス</u>、<u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス</u>、犬パルボウイルス、猫汎白血球減少症ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス及び鶏脳脊髄炎ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.1、3.2.2、3.2.5、3.2.6、3.2.9及び3.2.10 を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、鶏脳脊髄炎ウイルスについて3.1.1.4.2.1に規定する試験を実施する製剤については、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の3.2.10の試験を実施しなくてもよい。</p>

<p>3.1.1.5～3.1.1.7 (略)</p> <p>3.1.2・3.1.3 (略)</p> <p>3.2 (略)</p> <p>3.3 株化細胞の試験</p> <p>3.3.1 マスターセルシードの試験</p> <p>3.3.1.1～3.3.1.4 (略)</p> <p>3.3.1.5 外来性ウイルス否定試験</p> <p>3.3.1.5.1 (略)</p> <p>3.3.1.5.2 特定ウイルス否定試験</p> <p>3.3.1.5.2.1 (略)</p> <p>3.3.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験</p> <p>牛ウイルス性下痢ウイルス、犬パルボウイルス、猫汎白血球減少症ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.2、3.2.5、3.2.6及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>3.1.1.5～3.1.1.7 (略)</p> <p>3.1.2・3.1.3 (略)</p> <p>3.2 (略)</p> <p>3.3 株化細胞の試験</p> <p>3.3.1 マスターセルシードの試験</p> <p>3.3.1.1～3.3.1.4 (略)</p> <p>3.3.1.5 外来性ウイルス否定試験</p> <p>3.3.1.5.1 (略)</p> <p>3.3.1.5.2 特定ウイルス否定試験</p> <p>3.3.1.5.2.1 (略)</p> <p>3.3.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験</p> <p>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス、犬パルボウイルス、猫汎白血球減少症ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.2、3.2.5、3.2.6及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。</p> <p>(略)</p>
--	--